## 医 療 法 0 部 を 改 正 する 法 律 案 へ 閣 法 第六 八 , 号) (衆 議 院 送 付 要旨

本 法 律 案 は 医 療 機 関 相 互. 間  $\mathcal{O}$ 機 能  $\mathcal{O}$ 分 担 及 び 業 務  $\mathcal{O}$ 連 携 を 推 進 す る た め、 地 域 医 療 連 携 推 進 法 人  $\mathcal{O}$ 認 定

制 度 を 創 設 す る ととも に 医 療 法 人  $\mathcal{O}$ 合 併 及 び 分 割 に 係 る 規 定  $\mathcal{O}$ 整 備 を 行 う ほ か 医 療 法 人  $\mathcal{O}$ 経 営  $\mathcal{O}$ 透 明 性

を 確 保 す る 等  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 理 事  $\mathcal{O}$ 責 任 計 算 書 類 等 に 係 る 規 定 を 整 備 す る 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ľ ょ うとす る ŧ 0 で あ り、

その主な内容は次のとおりである。

地 域 に お 1 て 良 質 カュ 0 適 切 な 医 療 を 効 率 的 に 提 供 す る 参 加 法 人 を 社 員 とし、 開 設 す る 病 院、 診 療 所 及 75

介 護 老 人 保 健 施 設 以 下 病 院 等 لح い う 。 )  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 連 携 を 推 進 す る た  $\Diamond$ 0 医 療 連 携 推 進 方 針 を 定  $\Diamond$ 

医 療 従 事 者  $\mathcal{O}$ 研 修 医 薬 品 等  $\mathcal{O}$ 物 資  $\mathcal{O}$ 供 給 資 氽 貸 付 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 医 療 連 携 推 淮 業 務 を 行 うことを 目 的 と す る

般 社 寸 法 人 は 地 域 矢 療 連 携 推 進 法 人 لح L て 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受 け ること が で き る。

\_ 参 加 法 人 は 医 療 連 携 推 進 区 域 12 お 1 て 病 院 築 を 開 設 す る 法 人とする。 ま た、 医 療 連 携 推 進 方 針 に お V

て、 介 護 事 業 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域 包 括 ケア シ ス テ 4  $\mathcal{O}$ 構 築 に 資 す る 事 業  $\mathcal{O}$ 連 携 を推 進 す る旨 を 記 載 L た 場 合 は、

当該事業等を行う法人を参加法人とすることができる。

三 事 業 活 動  $\mathcal{O}$ 規 模 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 情 を 勘 案 L て 厚 生 労 働 省 令 で 定  $\Diamond$ る 基 準 に 該 当 す る 医 療 法 人 は 厚 生 労 働 省

令 で 定  $\otimes$ るところ に ょ ŋ 貸 借 対 照 表 及 75 損 益 計 算 書 を 作 成 L 公 認 会 計 士 等  $\mathcal{O}$ 監 查 を 受 け な け れ ば な 5

な ま た、 当 該 法 人 は 理 事 会 及  $\mathcal{U}$ 社 員 総 会  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受 け、 れ を 公 告 L な け れ ば な 5 な 11

兀 医 療 法 人  $\sim$  $\mathcal{O}$ 理 事  $\mathcal{O}$ 忠 実 義 務 任 務 懈 怠 時  $\mathcal{O}$ 損 害 賠 償 責 任 等 を規 定 す るとと ŧ に、 社 員 総 会 等  $\mathcal{O}$ 機 関 に

関する所要の規定を整備する。

五 医 療 法 人 社 会 医 療 法 人 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 厚 生 労 働 省 令 で 定  $\Diamond$ る 者 を 除 < . は、 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 認 可 を 受 け 7

分割することができる。

六 医 療 法 人 が 以 上  $\mathcal{O}$ 都 道 府 県 に お 11 て 病 院 及 び 診 療 所 を 開 設 L て 11 る 場 合 で あ 0 て、 医 療  $\mathcal{O}$ 提 供 が 体

的 に 行 わ れ て 11 る t  $\mathcal{O}$ لح L て 厚 生 労 働 省 令 で 定 8 る 基 準 に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 0 1 7 は、 当 該 病 院  $\mathcal{O}$ 所 在 地  $\mathcal{O}$ 

都 渞 府 県 知 事 が 社 会 医 療 法 人  $\mathcal{O}$ 認 定 を 行 うこと が で `きる。

七  $\mathcal{O}$ 法 律 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 起 算 L て 二 年 を 超 え な 1 範 囲 内 に お 1 て 政 令 で 定 8 る 日 か 5 施 行 す る。 ただ

兀 五. 及 び 六 に 0 1 7 は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カコ 5 起 算 L て 年 を 超 え な 1 範 用 内 に な 1 7 政 令 で 定 8 る 日 か 5

施行する。